

別表

種別	種目	対象者	性能	基準額 (限度額)	耐用 年数
介護・ 訓練 用 支 援 用 具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者(児)又は難病患者等で寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として身体障がい者又は難病患者等の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障がい者(身体障がい児の場合は2級を含む。)、及び重度又は最重度の知的障がい者(児)又は難病患者等で寝たきりの状態にある者。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障がい者(児)又は難病患者等で自力で排尿できない者。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者(児)又は難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者(児)で入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者(児)又は難病患者等で寝たきり状態にある者で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として学齢児以上の者	介護者が身体障がい者(児)又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者(児)又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者。ただし、原則として3歳以上の者	介護者が重度身体障がい者(児)又は難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児で原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者で原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200円	8年
	エアーパット	下肢又は体幹機能障害1級の身体障がい者(児)及び下肢又は体幹機能障害2級と上肢機能障害2級以上で総合等級1級の身体障がい者(児)(常時介護を要する者に限る。)	褥瘡防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの	58,000円	5年

自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障がいや有する身体障がい者(児)又は難病患者等で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者(児)又は難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者(児)又は難病患者等で常時介護を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者(児)又は難病患者等が容易に使用し得るもので手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	4,460円	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいや有する身体障がい者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 身体障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円 (手すり 5,400円)	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいや有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者(児)。又は、重度又は最重度の知的障がい者(児)若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200円 イ 36,750円	3年
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障がい者(児)及び重度又は最重度の知的障がい者(児)で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者又は難病患者等で上肢機能に障がいのある者。ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい者(児)又は難病患者等を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
	火災警報器	身体障害等級2級以上の身体障がい者(児)又は重度若しくは最重度の知的障がい者(児)であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
	自動消火器	身体障害等級2級以上の身体障がい者(児)又は重度若しくは最重度の知的障がい者(児)であって火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上で視覚障がい者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年

	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上の身体障がい者 (児)。ただし、原則として学齢児 以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し 得るもの	7,000円	10年
	聴覚障がい者 用屋内信号装 置	聴覚障害2級以上の者で聴覚障がい 者(児)で聴覚障がい者(児)のみ の世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により 知覚できるもの	87,400円	10年
	環境制御装置	上肢又は下肢若しくは体幹機能障 害2級以上の身体障がい者。ただし 原則として18歳以上の者	複数の家電製品等の日常生活用具 のリモコンを1台で操作できる機 能を有する機種で、障がい者が容 易に使用し得るもの	68,000円	5年
	テーブルリフ ト	下肢又は体幹機能障害2級以上を 有し、車いすを常用する者。ただ し原則として18歳以上の者	段差の大きい玄関等をスムーズに 移動することが可能な機種で、障 がい者及びその介護者が容易に使 用し得るもの	100,000円	5年
	音声標識ガイ ド標識	視覚障害2級以上の視覚障がい者 で、原則として18歳以上の者	歩行時間延長信号機用小型送信機 と一体となって使用できる受信機	25,000円	5年
在宅 療 養 等 支 援 用 具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障が い者(児)。ただし、原則として3歳 以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つ もの	51,500円	5年
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程 度の身体障がい者(児)又は難病患 者等であって、必要と認められる 者	身体障がい者(児)又は難病患者等 が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸 引器			56,400円	5年
	吸引器・ネブ ライザー両用 器			72,500円	5年
	酸素ボンベ運 搬車	医療保険における在宅酸素療法を 行う身体障がい者(児)	身体障がい者(児)が容易に使用し 得るもの	17,000円	10年
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上の視覚障がい者 (児)で盲人のみの世帯及びこれに 準ずる世帯。ただし、原則として 学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し 得るもの	9,000円	5年
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の視覚障がい者 (児)で盲人のみの世帯及びこれに 準ずる世帯。ただし、原則として 学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し 得るもの	18,000円	5年
	パルスオキシ メーター	呼吸機能障害及び心臓機能障がい 者(児)であって、呼吸管理上必要 と認められる者	血中酸素濃度を簡便に計測でき、 在宅での適正な健康管理を援助で きるもの	46,000円	5年
	動脈血中酸素 飽和度測定器	難病患者等で人工呼吸器の装着が 必要な者	難病患者等の呼吸状態を継続的に モニタリングすることが可能な機 能を有し、難病患者等が容易に使 用し得るもの	157,500円	5年
情報 ・ 意 思	携帯用会話補 助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは 言語機能障がい者であって、発 声・発語に著しい障がいを有する 身体障がい者(児)。ただし、原則 として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章 に変換する機能を有し、身体障が い者(児)が容易に使用し得るもの	98,800円	5年

疎通支援用具	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障がい者(児)	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障がい者(児) インテリキー、ジョイスティック等 視覚障がい者(児) 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円	5年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者を有する(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)身体障がい者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円	7年
				(2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円	5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	85,000円	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚に障がいがある視覚障がい者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年	

聴覚障がい者 用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障がい有るために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者(児)等が容易に使用できるもの	71,000円	5年
聴覚障がい者 用情報受信装置	聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 8,100円 電動式 70,100円	4年 5年
福祉電話(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障がい有る聴覚障がい者又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者。ただし、聴覚障がい者等又は身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障がい者等又は身体障がい者が容易に使用し得るもの	貸与	—
ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障がい者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話(福祉電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	貸与	—
視覚障害者用 ワードプロ セッサ(共 同利用)	視覚障がい者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能なもので点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円	—
電動ページめ くり装置	上肢機能障害2級以上の障がい者であって、原則として18歳以上の者	電動により図書のページをめくる機種で、障がい者が容易に使用できるもの	100,000円	5年

	携帯用会話補助装置用大型キーボード	「携帯用会話補助装置」の支給対象者のうち上肢機能障害2級以上の障がい者で原則として18歳以上の者	携帯用会話補助装置に接続可能であって、足で入力できるようキーが大型化された機種	68,000円	5年
	コミュニケーションツール	聴覚障害又は音声言語機能障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。ただし、原則として18歳以上の者	双方向性のコミュニケーションツール機器で、障がい者が容易に使用し得るもの	49,000円	5年
	視覚障がい者用音声読書器	視覚障害を有し、墨字本による読書が困難な者で、原則として18歳以上の者(パーソナルコンピュータ等の操作が困難なため真に専用機が必要な者に限る。)	活字を読み取り、音声で読み上げることができる機種(画像読み込み、文字認識、音声読み上げ等の機能が一体となった専用機に限る。)	150,000円	5年
	みえるラジオ	聴覚障害を有し、音声による情報を得ることが困難な者で、原則18歳以上の者	携帯可能で、液晶画面により文字情報を受信することができるもの	10,000円	5年
	点字電子手帳	意思伝達が困難な視覚障がい者(点字による意思伝達が可能な者に限る)	持ち運びが容易で、外出先での情報の入出力が可能であり、点字編集機能を持つ機種	200,000円	5年
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字により作成された図書	点字図書	—
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	蓄便袋 月額 8,858円	—
			蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	蓄尿袋 月額 11,639円	—
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円	—
	収尿器	高度な排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつける	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	1年
住宅改	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を	給付対象者が現に居住する住宅(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)において、障がい者の移	200,000円	原則1回

修費	<p>有する者であって、障害等級3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者。ただし、原則として学齢児以上の者</p>	<p>動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものとする。住宅の改修範囲は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 手すりの取付け</p> <p>(2) 段差の解消</p> <p>(3) 滑り防止移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>(4) 引き戸等への扉の取替え</p> <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>(6) その他各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p>	
----	---	---	--

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
- 3 「点字図書」については、給付対象者1人につき、年間6タイトル又は24巻を限度とする(ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)